

■（医歯学系）兼業に係る大学統合にともなう変更点

※2024年10月1日の大学統合前に東京医科歯科大学兼業規則により許可された兼業については、東京科学大学兼業規則により許可されたものとみなす。

※2024年10月1日以降に兼業審査申請システムより申請された兼業については、東京科学大学兼業規則に従い順次審査・許可をしている。

項目	東京医科歯科大学	東京科学大学
年間兼業報酬上限	兼業による1年の報酬の総額は、原則として当該期間の職員の給与総額を超えてはならない。	年間兼業報酬上限について規定なし
利害関係者から依頼された兼業に従事する場合の報酬上限	1日又は1回111,111円（税込）を上限	1日又は1回10万円（税抜）以内
兼業従事時間の制限	月曜日から金曜日に8時間、土曜日及び日曜日に8時間を限度とする。	1週当たり16時間まで
許可期間	当該職員の任期内	兼業の許可期間は、2年以内とする。ただし、法令等に任期の定めのある職につく場合は、4年を限度として許可することができるものとする。
本務としての従事	以下の兼業については本務として従事可。 ・学会等の兼業 ・国の審議会等の委員等の兼業 ・地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人、地方独立行政法人、地方公営企業の委員会等の委員等の兼業	「本務扱いの兼業」の規定なし。 医科歯科大規則で本務として従事できるとしていた兼業のうち、「国の審議会等の委員等の兼業」「地方公共団体等の委員会等の委員等の兼業」については本務ではなく兼業として取り扱うが、週当たり16時間の従事時間制限には含めない（ただし、終日兼業にあてる場合は年休取得等の対応が必要となる）。 「学会等の兼業」の取扱いについては検討中のため、当面の間現状どおり兼業申請をおこなう。
従事場所及び施設不使用の原則	規定なし	兼業は、学外において従事するものとし、大学の施設、設備及び装置等を兼業のため使用してはならない。ただし、次に掲げる施設の使用等についてはこの限りでない。 一次に掲げる施設を使用する場合 イ 学外者に開放されているロビー、図書館等の施設 ロ 産学連携等のために学外者が利用できる大学の施設 ハ 兼業先が借り受けている大学の施設（別に定める施設使用料を大学に支払って借り受けている場合に限る。） 二 郵便物若しくは配達物を收受し、又は電話若しくは電子メールを受信する場合 三 次のいずれにも該当する兼業に従事する場合 イ 国、独立行政法人、他の国立大学法人、大学共同利用機関法人からの依頼によるもの（兼業審査委員会で施設の使用を許可されたその他の機関からの依頼によるものを含む。） ロ 兼業の内容が、書類審査又は電子データを使用する審査であるもの ハ 機密性が高く、書類の持出しや開放スペースで行うことができないもの
共同研究実施企業での役員等の兼業	規定なし	営利企業の役員等の兼業に従事する場合、当該営利企業との間で共同研究等を実施していない必要がある。ただし、当該営利企業との利益相反状況について、利益相反マネジメント委員会が当該大学教員等に回避要請を通知しなかった場合は、許可することがある。
営利企業における研究開発又は研究開発に関する技術指導の兼業	兼業システムから申請	兼業システムとは別途書類を提出のうえ、事前に兼業審査委員会での審議が必要。
自営兼業	規程なし	自営の兼業に以下が追加された。 ・太陽光電気の販売。販売に係る太陽光発電設備の定格出力が10キロワット以上である場合。